

## <アンケート調査の概要について>

本市では、平成24年7月1日から「豊橋市快適なまちづくりを推進する条例（以下「条例」と言います）」を施行し、豊橋駅前周辺では、路上喫煙禁止区域やポイ捨て禁止重点区域を指定し、その区域で路上喫煙する者やポイ捨てを行う者に対する啓発・指導を行っています。

条例の施行から10年の節目を迎える令和4年度において、市民の皆様へ条例の認知状況等を確認させていただき、今後の快適なまちづくりをより一層推し進める目的から、このアンケートを実施しました。

アンケート調査の概要	
調査期間	令和4年10月
調査対象	豊橋市在住で20歳以上の4,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為に抽出
配布方法	質問票を郵送し、回答を郵送で回収
回答数	1,512件/4,000件（回答率37.8%）
職業別	会社員（正社員・派遣・契約含む）、自営業、学生、無職、その他
年代別	20歳代 5.6%、30歳代 9.9%、40歳代 14.7% 50歳代 16.9%、60歳代 19.3%、70歳代以上 33.3% 未回答 0.3%

今後、豊橋市快適なまちづくりを推進する条例の更なる周知を図るとともに、このアンケート調査結果をもとに、より一層快適なまちづくりの推進を取り組んでまいります。

## アンケート集計結果から

### 【条例の認知】 Q1

●本条例のことを知らなかった方は 46%と条例自体の認知度は低い結果となりました。

◎今後、様々な媒体を活用し、条例の認知度向上に取り組んでまいります。

### 【路上喫煙関連】 Q1 Q2 Q6 Q7

<路上喫煙禁止区域><路上喫煙禁止区域外>

●条例の路上喫煙の事柄についての認知は 35%にとどまりました。

●禁止区域内での違反者に2千円の過料が科せられることを知っていた方は 22%、路上喫煙禁止区域外においても路上喫煙をしないよう努めなければならないことを知っている方は 25%にとどまりましたが路上喫煙禁止区域があることを知っていた方は 51%と半数を超えました。

◎今後、路上喫煙者を減らすためには、看板や表示シートの増設が必要だという意見が多かったことから、快適なまちづくり推進員による啓発、指導に加え、シートの貼り替えや増設などの対応により条例の周知を図ってまいります。

### 【ポイ捨て禁止関連】 Q1 Q14 Q17

●ポイ捨ての事柄についての認知は24%にとどまりました。

●ポイ捨てごみはこの10年間で減ったと思うは39%、変わらないと思うは38%、増えたと思うは6%でした。

●ポイ捨てを減らすための対策として過半数以上の方が「幼い頃からの環境教育」を挙げていました。

◎今後、530運動環境協議会と連携し、幼児期からの「ごみを捨てない心」を育てる取組を進めてまいります。

### 【飼い犬のふんの放置の防止関連】 Q1 Q18

●飼い犬のふんの放置の事柄についての認知は 18%にとどまりました。

●過半数の方がふんの放置の減少を感じていることから、飼い主のマナーの向上が見て取れました。

◎引き続き飼い主への啓発に努めるとともに、講習会等の機会を捉え条例についての周知を行うことで、認知の向上を図ってまいります。

# 豊橋市快適なまちづくりを推進する条例に関するアンケート調査 集計表

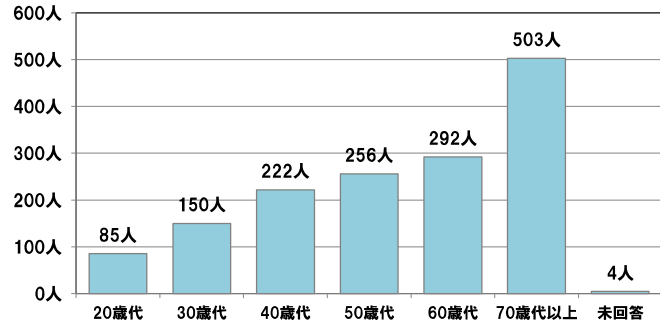
(小数点以下は四捨五入)

## 回答者数

アンケート送付数	4,000
回答数	1,512
回答数割合	38%

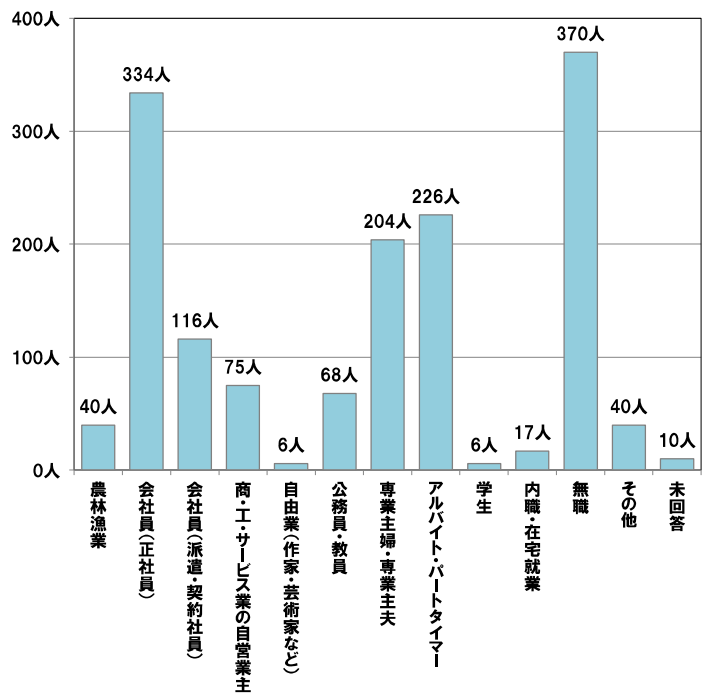
## 『年齢』

	回答者数
1 20歳代	85
2 30歳代	150
3 40歳代	222
4 50歳代	256
5 60歳代	292
6 70歳代以上	503
7 未回答	4
	1,512



## 『職業』

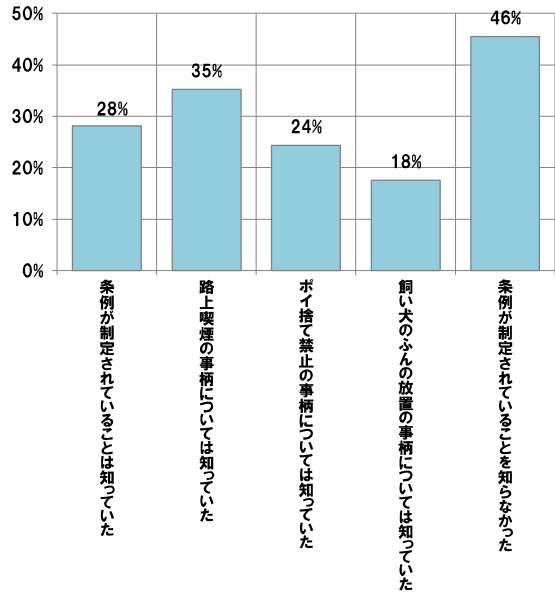
	回答者数
1 農林漁業	40
2 会社員(正社員)	334
3 会社員(派遣・契約社員)	116
4 商・工・サービス業の自営業主	75
5 自由業(作家・芸術家など)	6
6 公務員・教員	68
7 専業主婦・専業主夫	204
8 アルバイト・パートタイマー	226
9 学生	6
10 内職・在宅就業	17
11 無職	370
12 その他	40
13 未回答	10
	1,512



**【条例の認知】**

Q1. 本市は平成24年7月1日から路上喫煙、ポイ捨て、飼い犬のふんの放置の防止に関する条例を施行していますが、ご存じでしたか。(複数回答可)

回答	回答者数	
	1,512	割合
1 条例が制定されていることは知っていた	425	28%
2 路上喫煙の事柄については知っていた	532	35%
3 ポイ捨て禁止の事柄については知っていた	368	24%
4 飼い犬のふんの放置の事柄については知っていた	265	18%
5 条例が制定されていることを知らなかった	688	46%

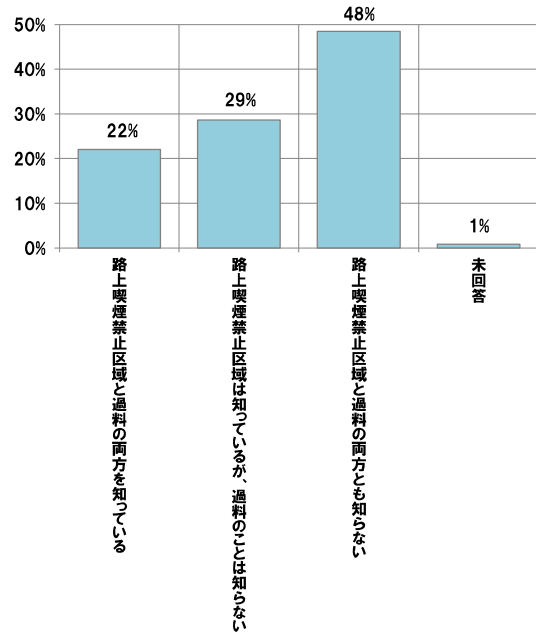


**【路上喫煙関連】**

**<路上喫煙禁止区域>**

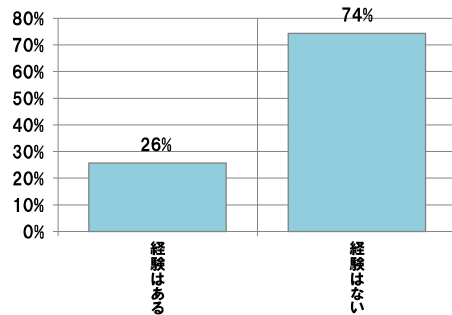
Q2. 条例により豊橋駅前周辺を、路上喫煙禁止区域として指定していることと、区域内での違反は2千円の過料が科せられることを知っていますか。

回答	回答者数	
	1,512	割合
1 路上喫煙禁止区域と過料の両方を知っている	334	22%
2 路上喫煙禁止区域は知っているが、過料のことは知らない	433	29%
3 路上喫煙禁止区域と過料の両方とも知らない	733	48%
4 未回答	12	1%



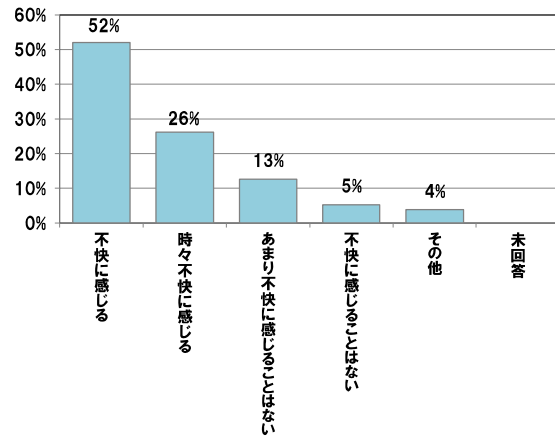
Q3. 日頃たばこを吸われる方にお聞きます。(たばこを吸われない方はQ4へお進みください) 路上喫煙禁止区域内の路上等(道路、広場等)でたばこを吸った経験はありますか。

回答	回答者数	
	370	割合
1 経験はある	95	26%
2 経験はない	275	74%



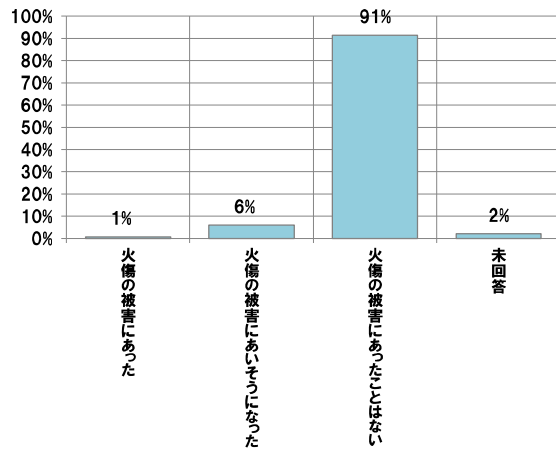
Q4. 全ての方にお聞きます。路上喫煙禁止区域内の路上等(道路、広場等)での喫煙者に対して不快に感じることはありますか。

	回答	回答者数	割合
		1,512	
1	不快に感じる	786	52%
2	時々不快に感じる	395	26%
3	あまり不快に感じることはない	191	13%
4	不快に感じることはない	80	5%
5	その他	57	4%
6	未回答	3	



Q5. 路上喫煙禁止区域内の路上等(道路、広場等)において、たばこの火による火傷の被害(被害にあいそうになったことも含む)にあったことはありますか。

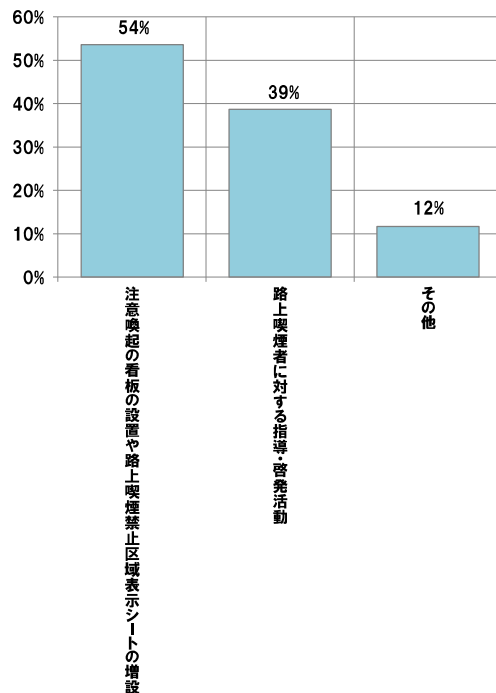
	回答	回答者数	割合
		1,512	
1	火傷の被害にあった	11	1%
2	火傷の被害にあいそうになった	89	6%
3	火傷の被害にあったことはない	1,382	91%
4	未回答	30	2%



Q6. 路上喫煙禁止区域内の路上等(道路、広場等)において、今後路上喫煙者を減らすには、どのような対策が最も必要だと思いますか。

	回答	回答者数	割合
		1,512	
1	注意喚起の看板の設置や路上喫煙禁止区域表示シートの増設	811	54%
2	路上喫煙者に対する指導・啓発活動	585	39%
3	その他	177	12%

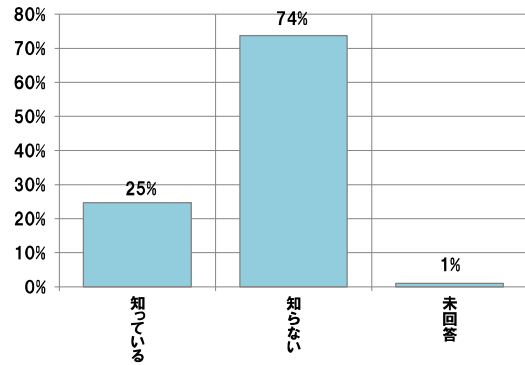
(複数回答あり)



<路上喫煙禁止区域外>

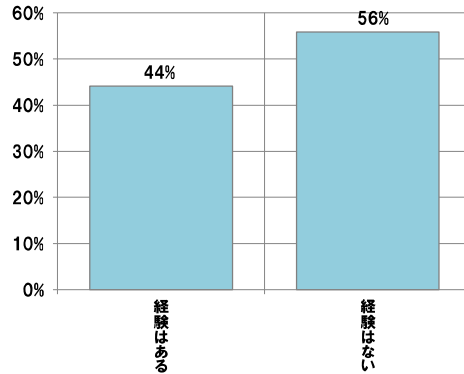
Q7. 条例には路上喫煙禁止区域外の区域においても路上喫煙をしないよう努めなければならないと定めていますが、そのことを知っていますか。

	回答	回答者数	割合
		1,512	
1	知っている	374	25%
2	知らない	1,115	74%
3	未回答	23	1%



Q8. 日頃たばこを吸われる方にお聞きます。(たばこを吸わない方はQ9へお進みください) 路上喫煙禁止区域を除いた市内の路上等(道路、公園等)でたばこを吸った経験はありますか。

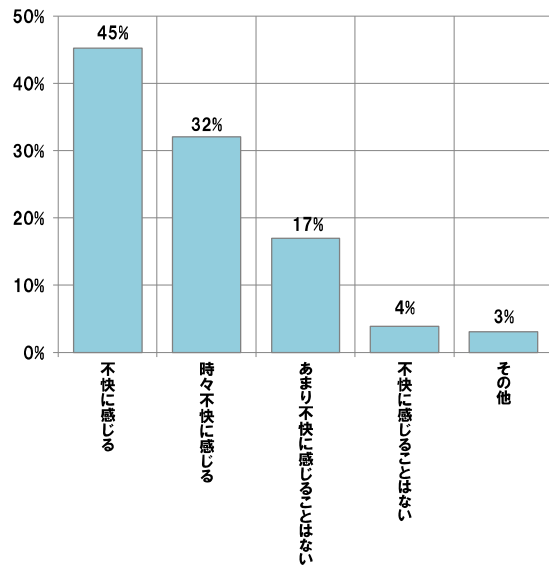
	回答	回答者数	割合
		247	
1	経験はある	109	44%
2	経験はない	138	56%



Q9. 全ての方にお聞きます。路上喫煙禁止区域を除いた市内の路上等(道路、公園等)での喫煙者に対して不快を感じることはありますか。

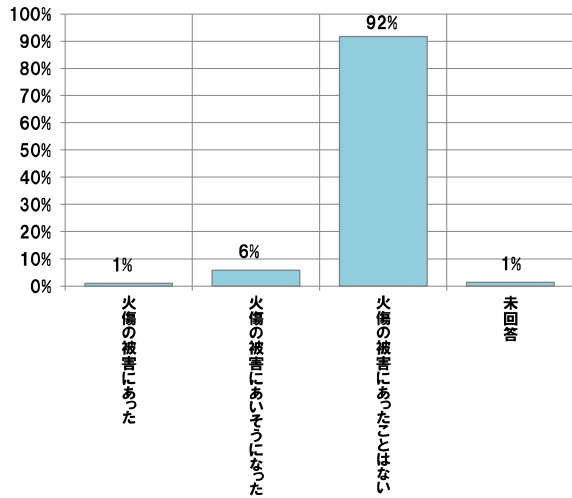
	回答	回答者数	割合
		1,512	
1	不快を感じる	684	45%
2	時々不快を感じる	485	32%
3	あまり不快を感じることはない	248	17%
4	不快を感じることはない	59	4%
5	その他	46	3%

(複数回答あり)



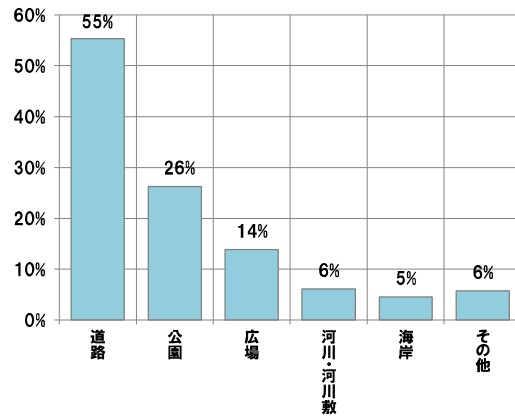
Q10. 路上喫煙禁止区域を除いた市内の路上等(道路、公園等)において、たばこの火による火傷の被害(被害にあいそうになったも含む)にあったことはありますか。

回答	回答者数	
	回答者数	割合
1 火傷の被害にあった	15	1%
2 火傷の被害にあいそうになった	89	6%
3 火傷の被害にあったことはない	1,387	92%
4 未回答	21	1%



Q11. Q9で「不快に感じる」Q10で「火傷の被害にあった、あいそうになった」と答えた方にお聞きします。(それ以外の方はQ12へお進みください) 実際にそのような経験をされた施設や場所は以下の内のどれにあたりますか。(複数回答可)

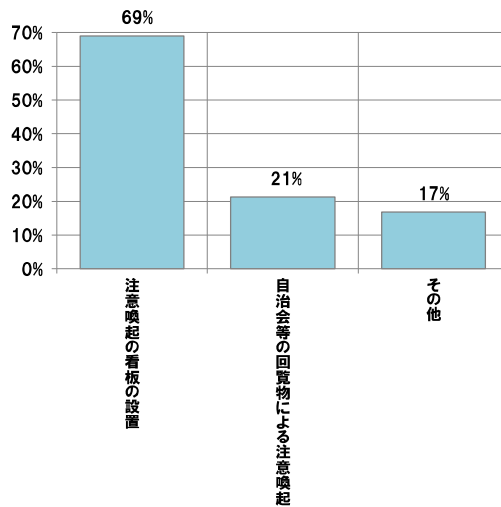
回答	回答者数	
	回答者数	割合
1 道路	436	55%
2 公園	207	26%
3 広場	109	14%
4 河川・河川敷	48	6%
5 海岸	36	5%
6 その他	45	6%



Q12. 路上喫煙禁止区域を除いた市内の路上等(道路、公園等)において、今後たばこを吸わないようにするにはどのような対策が最も必要だと思いますか。

回答	回答者数	
	回答者数	割合
1 注意喚起の看板の設置	1,050	69%
2 自治会等の回覧物による注意喚起	321	21%
3 その他	254	17%

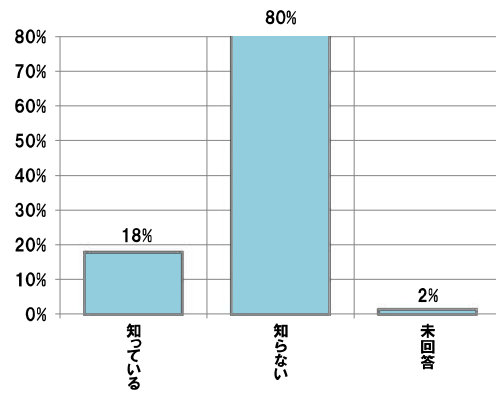
(複数回答あり)



**【ポイ捨て禁止関連】**

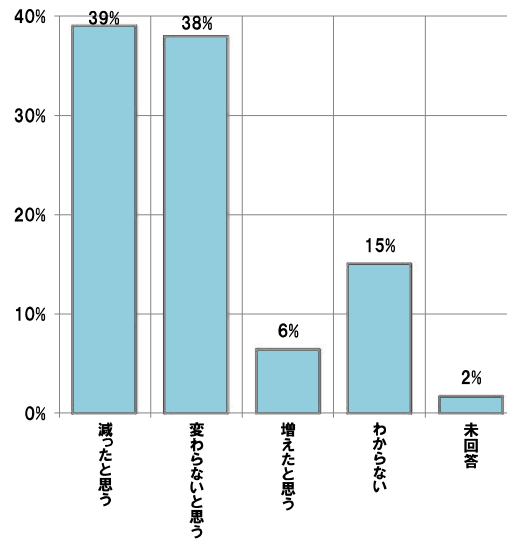
Q13. 条例により、ポイ捨て禁止重点区域内での違反は2千円の過料が科せられることを知っていますか。

	回答	回答者数	割合
		1,512	
1	知っている	272	18%
2	知らない	1,217	80%
3	未回答	23	2%



Q14. ご自身の生活範囲(市内に限る)で、ポイ捨てごみ(たばこの吸い殻、空き缶、空き瓶、ペットボトル、紙パック等)はこの10年間で減ったと思いますか。

	回答	回答者数	割合
		1,512	
1	減ったと思う	589	39%
2	変わらないと思う	573	38%
3	増えたと思う	97	6%
4	わからない	227	15%
5	未回答	26	2%

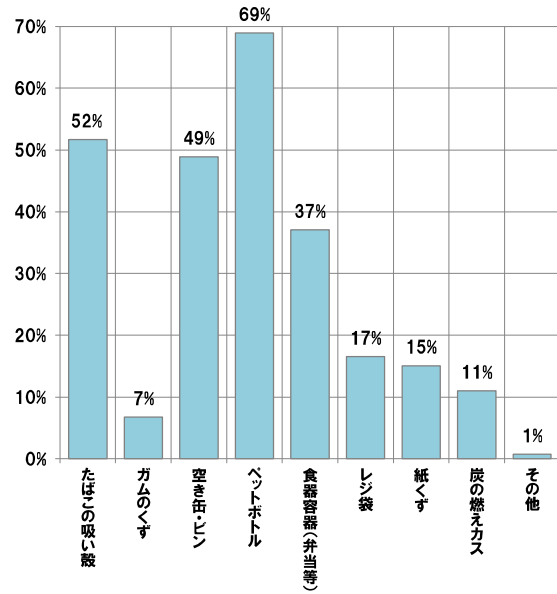




Q15. ポイ捨てごみのうち、気になるのはどんなごみですか。また、それを見かける場所はどこですか。(回答はそれぞれ3つまで)

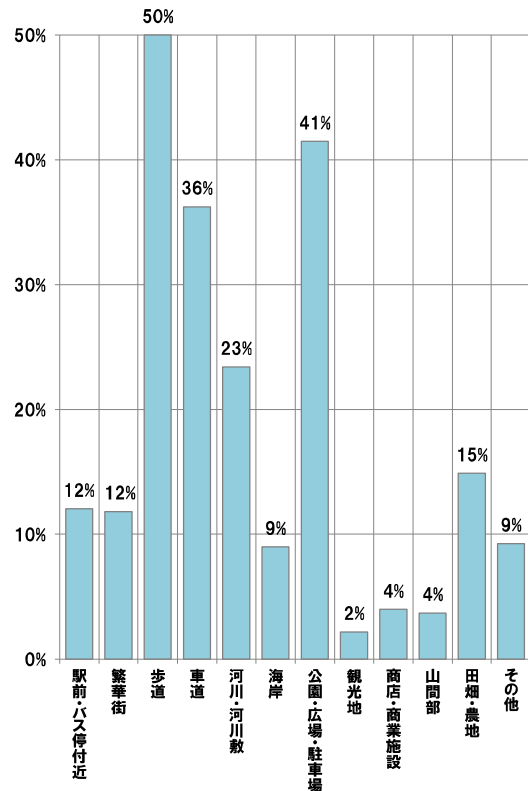
<気になるごみ選択肢>

回答	回答者数	
	1,512	割合
1 たばこの吸い殻	781	52%
2 ガムのくず	102	7%
3 空き缶・ビン	739	49%
4 ペットボトル	1,042	69%
5 食器容器(弁当等)	560	37%
6 レジ袋	250	17%
7 紙くず	228	15%
8 炭の燃えカス	166	11%
9 その他	11	1%



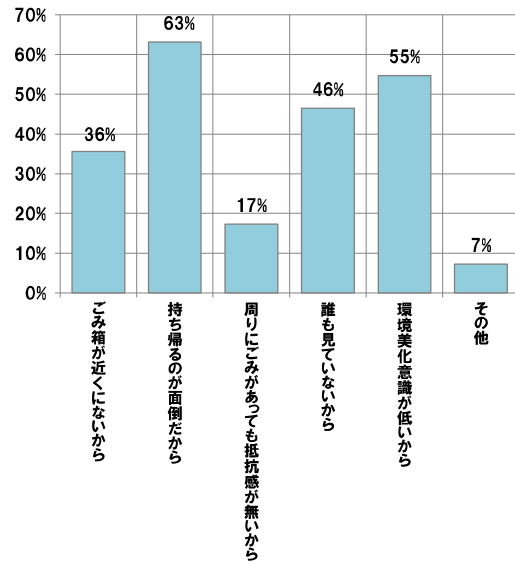
<見かける場所選択肢>

回答	回答者数	
	1,512	割合
1 駅前・バス停付近	182	12%
2 繁華街	179	12%
3 歩道	749	50%
4 車道	548	36%
5 河川・河川敷	354	23%
6 海岸	136	9%
7 公園・広場・駐車場	627	41%
8 観光地	33	2%
9 商店・商業施設	60	4%
10 山間部	56	4%
11 田畑・農地	225	15%
12 その他	140	9%



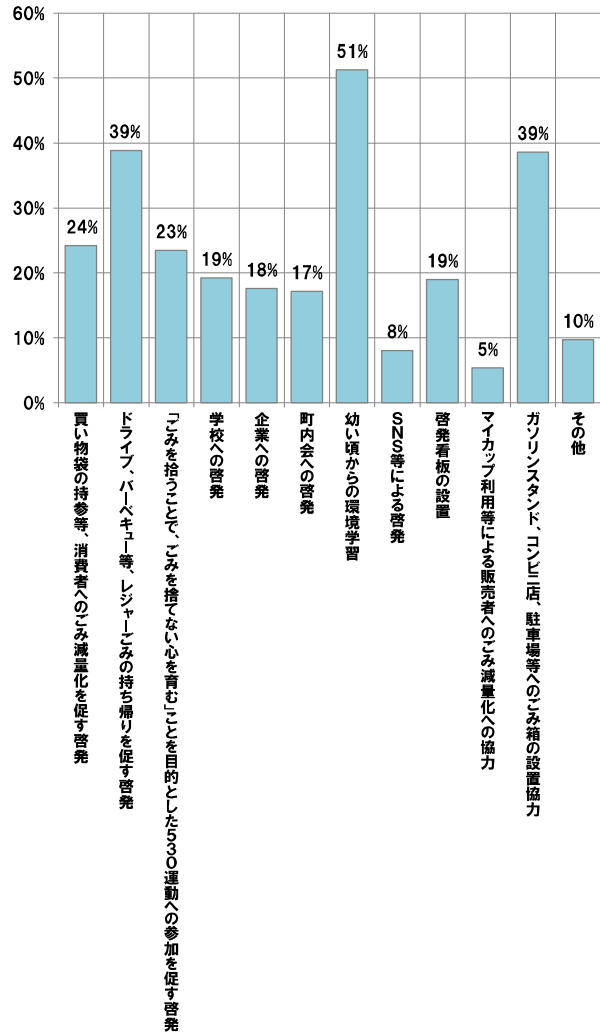
Q16. ごみをポイ捨てされている理由は、なぜだと思いますか。(複数回答可)

	回答	回答者数	割合
		1,512	
1	ごみ箱が近くにないから	538	36%
2	持ち帰るのが面倒だから	955	63%
3	周りにごみがあっても抵抗感が無いから	262	17%
4	誰も見ていないから	703	46%
5	環境美化意識が低いから	828	55%
6	その他	110	7%



Q17. ポイ捨てごみを減らすために、どのような対策が必要だと思いますか。(複数回答可)

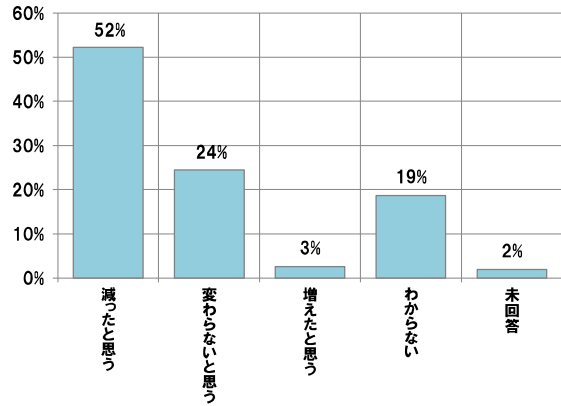
	回答	回答者数	割合
		1,512	
1	買い物袋の持参等、消費者へのごみ減量化を促す啓発	366	24%
2	ドライブ、バーベキュー等、レジャーごみの持ち帰りを促す啓発	588	39%
3	「ごみを拾うことで、ごみを捨てない心を育む」ことを目的とした530運動への参加を促す啓発	355	23%
4	学校への啓発	291	19%
5	企業への啓発	266	18%
6	町内会への啓発	260	17%
7	幼い頃からの環境学習	775	51%
8	SNS等による啓発	122	8%
9	啓発看板の設置	287	19%
10	マイカップ利用等による販売者へのごみ減量化への協力	81	5%
11	ガソリンスタンド、コンビニ店、駐車場等へのごみ箱の設置協力	584	39%
12	その他	147	10%



**【飼い犬のふんの放置の防止関連】**

Q18. 条例により飼い犬のふんの放置が禁止されています。条例が制定されたこの10年間で、放置された飼い犬のふんが減ったと思いますか。

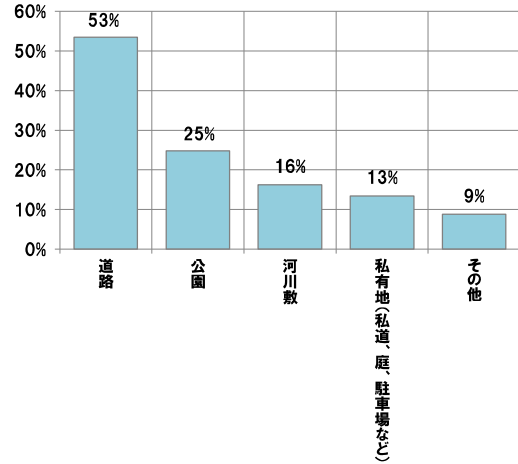
	回答	回答者数	割合
		1,512	
1	減ったと思う	791	52%
2	変わらないと思う	370	24%
3	増えたと思う	39	3%
4	わからない	283	19%
5	未回答	29	2%



Q19. 飼い犬のふんの放置を最も見かける場所はどこですか。

	回答	回答者数	割合
		1,512	
1	道路	808	53%
2	公園	375	25%
3	河川敷	245	16%
4	私有地(私道、庭、駐車場など)	203	13%
5	その他	132	9%

(複数回答あり)



Q20. 飼い犬のふんの放置を減らすために、どのような対策が最も必要だと思いますか。

	回答	回答者数	割合
		1,512	
1	放置される場所に注意喚起の看板設置	499	33%
2	自治会等の回覧物による注意喚起	242	16%
3	飼い主に対する啓発活動	907	60%
4	その他	106	7%

(複数回答あり)

